

第4章 法人の解散について

1 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）。

(2) 清算の終了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2 か月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）。

清算人は、清算終了後、清算終了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

○ 解散登記後に提出する書類、清算終了の登記後に提出する書類

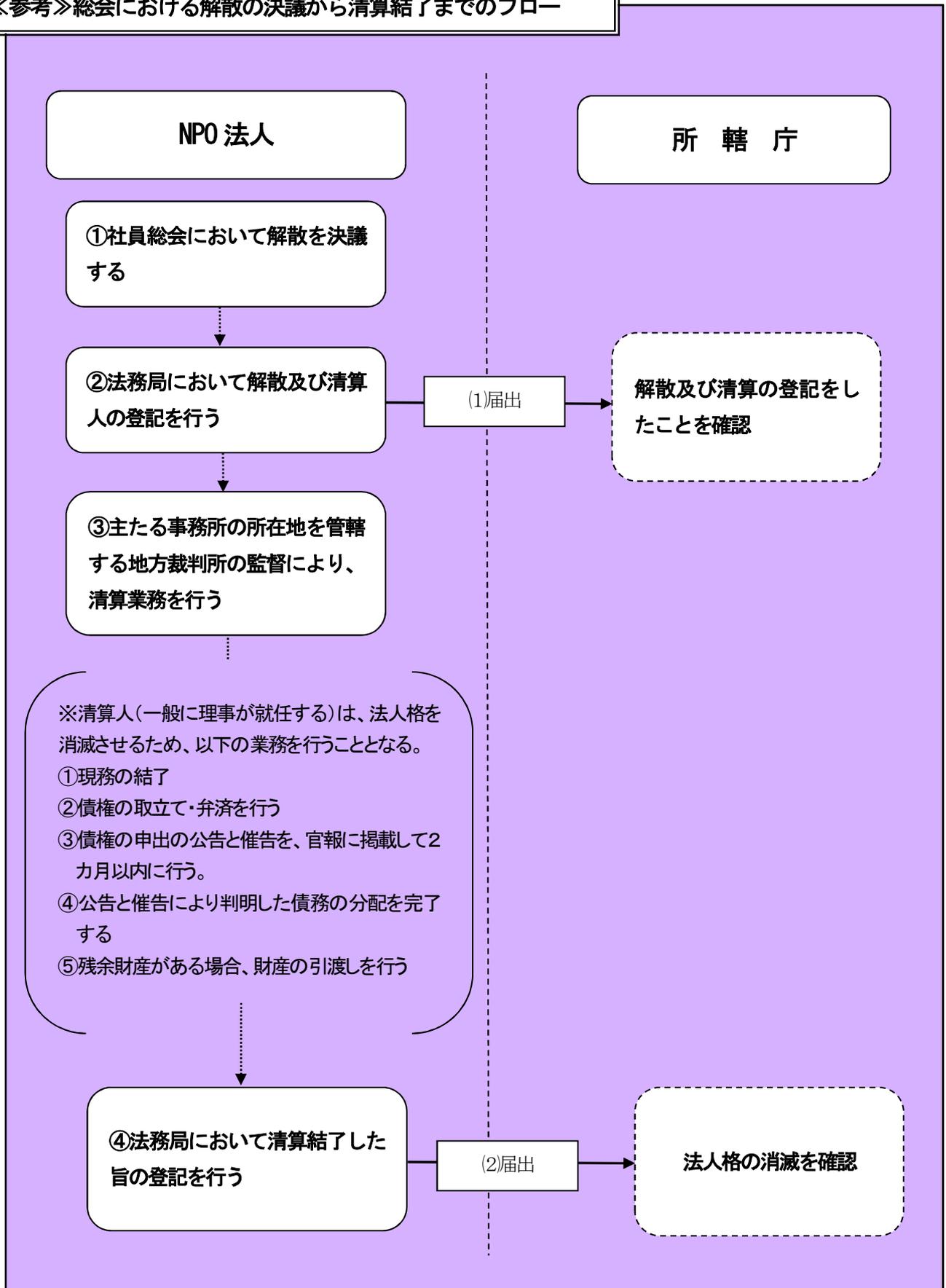
(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
解散届出書	95
登記事項証明書	—

(2) 清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
清算終了届出書	98
登記事項証明書	—

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



様式例・記載例

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

滋賀県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

申請者

特定非営利活動法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名
電話番号
事務責任者の氏名
担当者の氏名
担当者の連絡先（電話番号またはメールアドレス）

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

※代理申請時使用欄

申請代理人
住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)
行政書士登録番号
連絡先（電話番号またはメールアドレス）

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

様式例・記載例

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

滋賀県知事 様

主たる事務所を設置している都道府
県知事宛（指定都市のみに事務所を設
置している場合は、その市長宛）に提
出する

届出者

清算人

住所または居所

氏名

電話番号

事務責任者の氏名

担当者の氏名

担当者の連絡先（電話番号またはメールアドレス）

解散届出書

下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 特定非営利活動法人の名称

2 解散事由

(1) 社員総会の決議

(2) 定款で定めた解散事由の発生

(3) 社員の欠亡

(4) 破産手続開始の決定

3 残余財産の処分方法

【添付書類】

・登記事項証明書 1部

※代理申請時使用欄

申請代理人

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

行政書士登録番号

連絡先（電話番号またはメールアドレス）

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 2は、該当するものを○で囲むこと。

様式例・記載例

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

滋賀県知事 様

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

届出者
清算人
住所または居所
氏名
電話番号
事務責任者の氏名
担当者の氏名
担当者の連絡先（電話番号またはメールアドレス）

清算人就任届出書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 清算人の氏名および住所または居所
- 3 清算人が就任した年月日
年 月 日

【添付書類】
・ 登記事項証明書 1 部

※代理申請時使用欄

申請代理人
住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
行政書士登録番号
連絡先（電話番号またはメールアドレス）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（備考）

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式例・記載例

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

滋賀県知事 様

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

届出者

清算人

住所または居所

氏名

電話番号

事務責任者の氏名

担当者の氏名

担当者の連絡先（電話番号またはメールアドレス）

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 譲渡しようとする残余財産の内容
- 3 残余財産を譲渡しようとする相手方の名称

※代理申請時使用欄

申請代理人

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

行政書士登録番号

連絡先（電話番号またはメールアドレス）

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

- 2 3 には、残余財産を譲渡しようとする相手方が複数ある場合には、それぞれに譲渡しようとする財産を記載すること。

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

滋賀県知事 様

主たる事務所を設置している都道府県知事宛(指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛)に提出する

届出者

清算人

住所または居所

氏名

電話番号

事務責任者の氏名

担当者の氏名

担当者の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

清算終了届出書

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

【添付書類】

・登記事項証明書1部

※代理申請時使用欄

申請代理人

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

行政書士登録番号

連絡先(電話番号またはメールアドレス)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(備考)

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。